導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

愛西市の人口は平成12年をピークに減少に転じており、全国的な傾向と同じく人口減少と少子高齢化が進行している。特に65歳以上の人口割合は、愛知県や全国よりも高くなっており、高齢化の進行が速い状況である。人口減少に伴い、就業者数も減少傾向にある。本市の就業者は市外で働く人の割合が高く、昼夜間人口比は80%程度となっており、名古屋をはじめとする都市部のベッドタウンとして発展してきた地域である。

愛西市は豊かな自然環境や肥沃な土壌に恵まれたことなどにより、レンコンやイチゴなどの農産物を多く栽培し、農業が発展している。反面、高齢化や後継者の不足等により、農業従事者は減少傾向にある。

また、市内の小規模事業者の割合は、おおむね建設業25%、製造業20%、小売業20%、飲食業10%、サービス業等その他25%と、業種により大きな偏りはない。

中小企業者にとって、新型コロナウイルス感染症の流行が長く続くとともに原油・原材料価格の高騰、円安などの不安要素の影響を大きく受け、依然として厳しい経済情勢となっている。雇用面では、外国人実習生の流入減少による人手不足の深刻化や政策的な賃上げ圧力などの問題、経営面では経営環境の悪化により休廃業は高止まりしており、早急な事業承継問題の解決が求められている。持続可能な経済発展を目指すSDGsやデジタル化、DX(デジタルトランスフォーメーション)、環境問題(脱炭素化への対応)などの新たな取組みに対する社会的要請も年々高くなっている。

市内の中小企業者の実態については、人口減少に伴う顧客減少による商業店舗の撤退や、高齢化や後継者不足による廃業などが懸念されており、製造品出荷額等や商品販売額も減少傾向にある。市内全体の景気動向も引き続き下降傾向にあり、産業の活性化が課題となっている。今後は、税収の確保や市内商工業の活性化、雇用環境の充実などを図るため、戦略的に市内雇用の創出を進めていく必要がある。

商工会が行っている景況調査によると、市内の産業全体の景況は、対前年比で売り上げや採算、資金繰り等いずれも30ポイント近いマイナスとなっており、厳しい経営環境となっている。今後の見通しについても、26ポイントマイナスであり、今後も厳しい経営が見込まれる。

設備投資に関しては、「計画している」と答えた企業がサービス業で約40%、建設業や飲食業が約30%、小売業や製造業が約20%であり、経営上の課題として設備の老朽化と答えた割合は、飲食業で約80%、建設業で約30%となっており、設備の更新が重要な経営課題の1つであることが分かる。

そのような状況から、先端設備等の導入促進をはかることで、地域の持続的な経済

の発展につなげていくことが肝要であり、今後市内の中小企業者が、少子高齢化や人 手不足への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、市として対応をしていくこと が課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定 し、中小企業者に先端設備等の導入を促すことで、事業者の労働生産性(中小企業等 の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)の向上を図る。これを実現する ために、先端設備等導入計画における認定目標件数を、計画期間の2年間において 10件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

愛西市の産業は、農業、漁業、製造業、建設業、小売業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が経済と雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

愛西市の産業は、駅周辺や商工業地域に限らず、市内に存在する農村部や市街地といった広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2)対象業種・事業

愛西市の産業は、農業、漁業、製造業、建設業、小売業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が経済と雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発や自動化の促進、IT導入による業務効率化、6次産業化、農商工連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間(令和5年4月1日~ 令和7年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

- 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項
- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用 の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 本計画に基づき先端設備等の導入を行う中小企業者は、愛西市に対する税金の滞納が認められる(法人の場合は、代表者に対する課税分を含む。)ものについては先端設備導入計画の対象としないこととし、認定後に滞納の事実が認められた場合は認定を取り消す場合がある。
- ④ 愛西市は、先端設備等導入計画を認定された中小企業者に対し、計画の実施状況 について報告を求めることが出来る。また、必要に応じ、実施状況について調査を 実施する場合がある。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。